

道銀データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）取引規定 新旧比較表

旧	新（変更箇所を赤色表示）
<p style="text-align: right;">(2019年10月1日現在)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>I. 共通利用規定</p> </div> <p>第1条 サービスの内容</p> <p>1. 定義</p> <p>(1) 「道銀データ伝送サービス(AnserDATAPORT 方式) (以下、「本サービス」といいます)」とは、専用回線 (以下、「通信回線」といいます) を使って本サービスの契約者 (以下、「契約者」といいます) が占有するパーソナルコンピューターあるいはホストコンピュータ等 (以下、「端末」といいます) により、道銀データ伝送サービス (AnserDATAPORT 方式) 取引規定 (以下、「本規定」といいます) の [共通利用規定] にもとづき、[依頼サービス規定・取引照会サービス規定] 所定の各サービスについて、株式会社北海道銀行 (以下、「当行」といいます) のコンピュータに外部のセンター (以下、「外部センター」といいます) 経由で間接的につなぎ、データ伝送による方法 (以下、「伝送」といいます) にて依頼を行い、当行がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。</p> <p>(2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。</p> <p>①依頼サービス</p> <p>a. 給与 (賞与) 振込 給与 (賞与) 振込依頼データの受付およびその明細にもとづく振込手続き</p> <p>b. 総合振込 総合振込依頼データの受付およびその明細にもとづく振込手続き</p> <p>c. 預金口座振替依頼 預金口座振替依頼データ (以下、「引落依頼データ」といいます) の受付およびその明細にもとづく引き落とし手続き</p> <p>d. 地方税納付 特別徴収した地方税の各地方公共団体への納付事務を委託するサービス。</p> <p>②取引照会サービス</p> <p>a. 前項 c. の引き落とし結果のデータを伝送により照会するサービス</p> <hr style="border: none; border-top: 1px solid black; margin: 20px 0;"/> <p>(2) 月間基本手数料</p> <p>①本サービスの利用にあたっては、当行において所定の手続きが完了した日の属する月の利用分から毎月当行所定の月間基本手数料をお支払いいただきます。</p> <p>②月間基本手数料は、当月分を翌月の当行所定の日 (銀行休業日の場合は翌営業日) に当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、契約者が指定する決済口座から預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで引落します。なお、契約者と個別に取り決めた支払方法がある場合は、その方法によるものとする。</p>	<p style="text-align: right;">(2022年3月31日現在)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>I. 共通利用規定</p> </div> <p>第1条 サービスの内容</p> <p>1. 定義</p> <p>(1) 「道銀データ伝送サービス(AnserDATAPORT 方式) (以下、「本サービス」といいます)」とは、専用回線 (以下、「通信回線」といいます) を使って本サービスの契約者 (以下、「契約者」といいます) が占有するパーソナルコンピューターあるいはホストコンピュータ等 (以下、「端末」といいます) により、道銀データ伝送サービス (AnserDATAPORT 方式) 取引規定 (以下、「本規定」といいます) の [共通利用規定] にもとづき、[依頼サービス規定・取引照会サービス規定] 所定の各サービスについて、株式会社北海道銀行 (以下、「当行」といいます) のコンピュータに外部のセンター (以下、「外部センター」といいます) 経由で間接的につなぎ、データ伝送による方法 (以下、「伝送」といいます) にて依頼を行い、当行がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。</p> <p>(2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。</p> <p>①依頼サービス</p> <p>a. 給与 (賞与) 振込 給与 (賞与) 振込依頼データの受付およびその明細にもとづく振込手続き</p> <p>b. 総合振込 総合振込依頼データの受付およびその明細にもとづく振込手続き</p> <p>c. 預金口座振替依頼 預金口座振替依頼データ (以下、「引落依頼データ」といいます) の受付およびその明細にもとづく引き落とし手続き</p> <p>d. 地方税納付サービス 特別徴収した地方税の各地方公共団体への納付事務を依頼するサービス。</p> <p>②取引照会サービス</p> <p>a. 前項 c. の引き落とし結果のデータを伝送により照会するサービス</p> <p>b. 明細照会 [全銀] 契約者があらかじめ指定した預金口座 (以下、「照会口座」といいます) の振込入金・入出金等の明細を伝送により契約者に提供するサービス</p> <hr style="border: none; border-top: 1px solid black; margin: 20px 0;"/> <p>(2) 月間基本手数料</p> <p>①本サービスの利用にあたっては、当行において所定の手続きが完了した日の属する月の利用分から毎月当行所定の月間基本手数料をお支払いいただきます。</p> <p>②月間基本手数料は、当月分を翌月の当行所定の日 (銀行休業日の場合は翌営業日) に当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、契約者が指定する支払指定口座から預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで引落します。なお、契約者と個別に取り決めた支払方法がある場合は、その方法によるものとしします。</p>

道銀データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）取引規定 新旧比較表

旧	新（変更箇所を赤色表示）
<p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>第2条 利用申込</p> <p>1. 申込方法 本サービスの契約は、契約者が本規定を十分理解し、その内容が適用されることを承諾した上で、申込書等をはじめとする本サービスにかかる当行所定の各種書類等（以下、「申込書等」といいます）に必要事項を記入・記名のうえ、所定の届出印を押印して申込み手続きを行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>第4条 届出事項の変更等</p> <p>1. 届出時期 契約者は申込書等に記載された事項、または当行宛て届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により届出するものとします。また、変更の届出は、当行において所定の手続きが終了した後には有効となります。この届出の前に生じた損害については、契約者が全ての損害を負うものとし、当行は責任を負いません。</p> <p>2. 変更内容の審査 当行は変更内容を審査し、本サービスの提供を一時的に中止または本サービスを解約することがあります。なお、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。</p> <p>3. とりまとめ店変更 (1) 契約者の都合によりとりまとめ店の変更を行う場合、本規定に基づく契約は解約するものとします。なお、変更後も本サービスをご利用いただく場合には、変更後に新たに申込書等により利用申込の手続きを行うものとします。 (2) 店舗統合等、銀行の都合によりとりまとめ店を変更する場合、原則として、本規定に基づく契約は当行が指定する新しい取引店に移されるものとします。ただし、契約者に連絡のうえ個別の対応とさせていただく場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4. 届出未了・遅延等 当行が契約者にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類を発送した場合には、本条項の届出を怠るなど、契約者の責めに帰すべき事由により、これが延着し、または到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。</p> <p>第5条 機密保持 当事者は、本サービスの利用に伴って知り得た相手方の情報について、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取るものとし、この措置は本サービスの解約後も継続するものとします。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p>	<p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>第2条 利用申込</p> <p>1. 申込方法 本サービスの申込は、契約者が本規定を十分理解し、その内容が適用されることを承諾した上で、利用申込書をはじめとする本サービスにかかる当行所定の各種書類等（以下、「申込書等」といいます）に必要事項を記入・記名のうえ、所定の届出印を押印して申込み手続きを行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>第4条 届出事項の変更等</p> <p>1. 届出時期 契約者は申込書等に記載された事項、または当行宛て届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により届出するものとします。また、変更の届出は、当行において所定の手続きが終了した後には有効となります。この届出の前に生じた損害については、契約者が全ての損害を負うものとし、当行は責任を負いません。</p> <p>2. 変更内容の審査 当行は変更内容を審査し、本サービスの提供を一時的に中止または本サービスを解約することがあります。なお、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。</p> <p>3. とりまとめ店変更 (1) 契約者の都合によりとりまとめ店の変更を行う場合、本規定に基づく申込は解約するものとします。なお、変更後も本サービスをご利用いただく場合には、変更後に新たに申込書等により利用申込の手続きを行うものとします。 (2) 店舗統合等、当行の都合によりとりまとめ店を変更する場合、原則として、本規定に基づく契約は当行が指定する新しいとりまとめ店に移されるものとします。ただし、契約者に連絡のうえ個別の対応とさせていただく場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4. 届出未了・遅延等 当行が契約者にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類を発送した場合には、本条項の届出を怠るなど、契約者の責めに帰すべき事由により、これが延着し、または到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。</p> <p>第5条 機密保持 本サービスの利用に伴って知り得た相手方の情報について、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取るものとし、この措置は本サービスの解約後も継続するものとします。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p>

道銀データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）取引規定 新旧比較表

旧	新（変更箇所を赤色表示）
<p>第7条 任意解約・強制解約等</p> <p>1. 任意解約 本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の方法により行うものとします。なお、解約の届出は、当行の解約手続きが終了した後に有効になります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行はその責任を負いません。</p> <p>6. 処理未了の取引 この契約が解約等により終了した場合には、その時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</p> <p>第12条 規定の変更</p> <p>1. 当行は本規定および本サービスの内容を、契約者に事前に通知することなくいつでも変更できるものとします。変更内容は文書による通知または当行のホームページに掲示するものとします。変更日以降、契約者が新たに本サービスをご利用になったときは、変更後の規定を承認したものとみなします。</p> <p>2. 本規定を変更した場合、かかる変更により万一契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>第14条 免責事項</p> <p>1. 通信手段の障害 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害、ならびに電話・FAXの不通等の通信手段の障害等によりサービスの取り扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当行はその責任を負いません。</p> <p>2. 変更内容の未届出 契約者の届出内容が不正確であるため、あるいは、契約者が変更の届出を怠るなど、契約者の責めに帰すべき事由により生じた損害について当行は一切その責任を負いません。</p> <p>3. 不正アクセス 当行又は当行の委託者、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、本サービスで使用する通信回線において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより契約者の取引情報や本人確認情報等が漏洩しても、そのために生じた損害について当行はその責任を負いません。</p> <p>4. コンピュータウイルス</p>	<p>第7条 任意解約・強制解約等</p> <p>1. 任意解約 本規定に基づく申込は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の方法により行うものとします。なお、解約の届出は、当行の解約手続きが終了した後に有効になります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行はその責任を負いません。</p> <p>6. 処理未了の取引 この申込が解約等により終了した場合には、その時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</p> <p>第12条 規定の変更</p> <p>本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p>第14条 免責事項</p> <p>1. 通信手段の障害 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害、ならびに電話・FAXの不通等の通信手段の障害等によりサービスの取り扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当行はその責任を負いません。</p> <p>2. 変更内容の未届出 契約者の届出内容が不正確であるため、あるいは、契約者が変更の届出を怠るなど、契約者の責めに帰すべき事由により生じた損害について当行は一切その責任を負いません。</p> <p>3. 不正アクセス 当行又は当行の委託者、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、本サービスで使用する通信回線において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより契約者の取引情報や本人確認情報等が漏洩しても、そのために生じた損害について当行はその責任を負いません。</p> <p>4. コンピュータウイルス</p>

道銀データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）取引規定 新旧比較表

旧	新（変更箇所を赤色表示）
<p>コンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行はその責任を負いません。</p> <p>5. 災害・事変等 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公共機関の措置等やむを得ない事由があったとき、そのために生じた損害について当行はその責任を負いません。</p> <p>6. 違反行為等 契約者が本規定に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は当該契約者に対して、その損害の賠償を請求できるものとします。</p> <p>7. 印鑑照合 契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届け出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合はそれらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>8. その他の事由 当行の責めに帰すべき事由により、本契約に関連して契約者に損害が生じた場合、当行は通常かつ直接的な損害に限り契約者に対して責任を負うものとします。いかなる場合といえども、逸失利益、機会損失を含むその他一切の間接的な損害について当行は責任を負いません。</p>	<p>コンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行はその責任を負いません。</p> <p>5. 災害・事変等 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公共機関の措置等やむを得ない事由があったとき、そのために生じた損害について当行はその責任を負いません。</p> <p>6. 違反行為等 契約者が本規定に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は当該契約者に対して、その損害の賠償を請求できるものとします。</p> <p>7. 印鑑照合 契約者が届け出た申込書等に使用された印影を、当行が届け出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合はそれらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>8. その他の事由 当行の責めに帰すべき事由により、本申込に関連して契約者に損害が生じた場合、当行は通常かつ直接的な損害に限り契約者に対して責任を負うものとします。いかなる場合といえども、逸失利益、機会損失を含むその他一切の間接的な損害について当行は責任を負いません。</p>
<p>第19条 準拠法・合意管轄 本契約の契約準拠法は日本国内法とします。本契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第19条 準拠法・合意管轄 本申込の契約準拠法は日本国内法とします。本申込に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p style="text-align: center;">II. 依頼サービス規定</p>	<p style="text-align: center;">II. 依頼サービス規定</p>
<p>第3条 総合振込〔総合振込規定〕</p> <p>1. 委託業務 当行は所定の方法により受付した振込依頼データについて次により取扱いするものとします。</p> <p>2. 振込先預金種目・口座振込で指定できる預金種目は、普通預金（総合口座を含む）、当座預金、その他とします。振込依頼にあたっては、契約者自身が振込受取人に対し指定口座の確認を行うものとします。</p> <p>3. 受付時限 振込依頼データは所定の時限までに送信および承認を完了するものとします。所定の受付時限を経過した場合は、本サービスでは受付できません。</p> <p>4. 資金決済 振込資金は、振込指定日の前営業日までに申込書等に記載した決済口座に入金しておくものとします。</p>	<p>第3条 総合振込〔総合振込規定〕</p> <p>1. 委託業務 当行は所定の方法により受付した振込依頼データについて次により取扱いするものとします。</p> <p>2. 振込先預金種目・口座振込で指定できる預金種目は、普通預金（総合口座を含む）、当座預金、その他とします。振込依頼にあたっては、契約者自身が振込受取人に対し指定口座の確認を行うものとします。</p> <p>3. 受付時限 振込依頼データは所定の時限までに送信および承認を完了するものとします。所定の受付時限を経過した場合は、本サービスでは受付できません。</p> <p>4. 資金決済 振込資金は、振込指定日の前営業日までに申込書等に記載した支払指定口座に入金しておくものとします。</p>

道銀データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）取引規定 新旧比較表

旧	新（変更箇所を赤色表示）
<p>当行は振込資金の引落しを確認した後に、受付データを振込します。為替手数料については、別途当行の定めた時限に支払指定口座より引落します。振込資金および為替手数料の引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで契約者が指定する決済口座から引落します。決済口座からの引落し順番は当行任意とし、振込資金が残高不足等の理由で引落しができない場合は振込依頼がなかったものとし、この場合でも当行から連絡しません。</p>	<p>ます。当行は振込資金の引落しを確認した後に、受付データを振込します。為替手数料については、別途当行の定めた時限に支払指定口座より引落します。振込資金および為替手数料の引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで契約者が指定する支払指定口座から引落します。支払指定口座からの引落し順番は当行任意とし、振込資金が残高不足等の理由で引落しができない場合は振込依頼がなかったものとし、この場合でも当行から連絡しません。</p>
<p>第4条 給与（賞与）振込〔給与振込規定〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託業務 当行は、契約者から委託された給与等の預金口座への振込業務を次により取扱うものとします。 2. 取扱店 給与等の振込を指定できる取扱店は、当行の本支店ならびに全国銀行内国為替制度に加盟している金融機関の本支店とします。 3. 振込指定口座 給与等の振込を指定できる預金口座は、本人名義の普通預金（総合口座を含む）または当座預金とします。 4. 指定口座の確認 給与等の振込を依頼するにあたっては、契約者が事前に受取人に対して指定口座の確認を行うものとします。 5. 受付時限 振込依頼データは所定の時限までに送信を完了するものとします。所定の受付時限を超過した場合は本サービスでは受付できません。 6. 資金決済 振込資金は振込指定日の2営業日前までに支払指定の口座に入金しておくものとします。当行は振込資金の引落しを確認した後に、受付データを振込します。手数料については別途当行の定めた時限に支払指定口座より引落します。振込資金および手数料の引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで取扱依頼書記載の支払指定口座から引落します。支払指定口座からの引落し順番は当行任意とし、振込資金が残高不足等の理由で引落しができない場合は振込依頼がなかったものとし、この場合でも当行から連絡しません。 7. 入金通知 当行は給与振込の入金通知を行いません。 8. 支払開始時期 給与振込金の支払開始時期は振込指定日の午前10時からとします。ただし、受取人の指定口座が当行本支店の場合については午前9時からとします。 9. 取扱手数料 給与（賞与）振込に際して、当行所定の手数料がかかります。 10. 依頼内容の修正・取消、組戻し (1) 振込依頼データ送信後にその取消または修正等はできません。契約者が当該振込の組戻しまたは変更を依頼する場合はお取引店にて当行所定の方法により取扱います。電話・電子メール・インター 	<p>第4条 給与（賞与）振込〔給与振込規定〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託業務 当行は、契約者から委託された給与等の預金口座への振込業務を次により取扱うものとします。 2. 取扱店 給与等の振込を指定できる取扱店は、当行の本支店ならびに全国銀行内国為替制度に加盟している金融機関の本支店とします。 3. 振込指定口座 給与等の振込を指定できる預金口座は、本人名義の普通預金（総合口座を含む）または当座預金とします。 4. 指定口座の確認 給与等の振込を依頼するにあたっては、契約者が事前に受取人に対して指定口座の確認を行うものとします。 5. 受付時限 振込依頼データは所定の時限までに送信を完了するものとします。所定の受付時限を超過した場合は本サービスでは受付できません。 6. 資金決済 振込資金は振込指定日の2営業日前までに支払指定口座に入金しておくものとします。当行は振込資金の引落しを確認した後に、受付データを振込します。手数料については別途当行の定めた時限に支払指定口座より引落します。振込資金および手数料の引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで支払指定口座から引落します。支払指定口座からの引落し順番は当行任意とし、振込資金が残高不足等の理由で引落しできない場合は振込依頼がなかったものとし、この場合でも当行から連絡しません。 7. 入金通知 当行は給与振込の入金通知を行いません。 8. 支払開始時期 給与振込金の支払開始時期は振込指定日の午前10時からとします。ただし、受取人の指定口座が当行本支店の場合については午前9時からとします。 9. 取扱手数料 給与（賞与）振込に際して、当行所定の手数料がかかります。 10. 依頼内容の修正・取消、組戻し (1) 振込依頼データ送信後にその取消または修正等はできません。契約者が当該振込の組戻しまたは変更を依頼する場合はとりまとめ店にて当行所定の方法により取扱います。電話・電子メール・イン

道銀データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）取引規定 新旧比較表

旧	新（変更箇所を赤色表示）
<p>ネットでの組戻しまたは変更はできません。</p> <p>(2) 当行は契約者からの依頼内容にもとづき、組戻しまたは振込内容の変更依頼の発信を相手先金融機関に行います。</p> <p>(3) 組戻し依頼を受付けた場合でも、振込資金が入金済みの場合等で組戻しができないことがあります。この場合には契約者が受取人との間で協議するものとします。</p> <p>(4) 組戻し・変更には、当行所定の手数料をお支払いいただきます。</p>	<p>ターネットでの組戻しまたは変更はできません。</p> <p>(2) 当行は契約者からの依頼内容にもとづき、組戻しまたは振込内容の変更依頼の発信を相手先金融機関に行います。</p> <p>(3) 組戻し依頼を受付けた場合でも、振込資金が入金済みの場合等で組戻しができないことがあります。この場合には契約者が受取人との間で協議するものとします。</p> <p>(4) 組戻し・変更には、当行所定の手数料をお支払いいただきます。</p>
<p>第5条 口座振替請求（口座振替通知）〔預金口座振替規定〕</p> <p>1. 委任業務 当行は本サービスを通じて、契約者から委託された各種料金等の当行本支店における口座振替収納業務を次により取扱うものとします。</p> <p>2. 振替依頼書の受理等 (1) 当行は預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます）および預金口座振替申込書（以下「申込書」といいます）の提出を求め、記載事項を確認のうえ依頼書を受理し、申込書を預金者に返却します。 (2) 契約者が預金者から依頼書および申込書を受理したときは、依頼書を当行に提出してください。当行は記載事項を確認のうえこれを受理します。ただし、依頼書に印鑑相違等その他の不備事項があるときは、これを受理せずすみやかに契約者に返却します。</p> <p>3. 振替日 (1) 振替日は毎月一定日とします。 (2) 振替日を変更するときは、当行に所定の手続きを行ったうえ、預金者に周知徹底をはかってください。当行は預金者に対して特別な通知等を行いません。</p> <p>4. 振替依頼 (1) 振替データは所定の時限までに送信してください。所定の受付時限を超過した場合は本サービスでは受付できません。 (2) 振替データ送信後にその取消または修正等はありません。</p> <p>5. データの再送 当行が受け入れたデータに瑕疵を発見した場合には、ただちに当行に連絡してください。</p> <p>6. 振替処理 当行は振替依頼にもとづき振替指定日に預金者の指定預金口座から振替処理を行います。</p> <p>7. 口座への入金 預金口座から振替した資金は、振替日の4営業日後までに本サービス利用申込書に記載されたお申込口座に入金します。</p> <p>8. 振替不能分の再請求 振替不能分について再度預金口座振替により請求するときは、次回の振替請求にこれを含めてください。この場合、再請求分と次回請求分の振替について優先順位をつけることはできません。</p> <p>9. 振替結果通知 当行は所定の時限までに振替結果明細を通知します。</p> <p>10. 領収書等の発行 当行は、預金者への領収書発行等を行いません。</p> <p>11. 預金者への通知 当行は、預金口座振替に関して預金者に対する振替済の通知および入金の督促は行いません。</p> <p>12. 口座振替手数料</p>	<p>第5条 口座振替請求（口座振替通知）〔預金口座振替規定〕</p> <p>1. 委任業務 当行は本サービスを通じて、契約者から委託された各種料金等の当行本支店における口座振替収納業務を次により取扱うものとします。</p> <p>2. 振替依頼書の受理等 (1) 当行は預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます）および預金口座振替申込書（以下「申込書」といいます）の提出を求め、記載事項を確認のうえ依頼書を受理し、申込書を預金者に返却します。 (2) 契約者が預金者から依頼書および申込書を受理したときは、依頼書を当行に提出してください。当行は記載事項を確認のうえこれを受理します。ただし、依頼書に印鑑相違等その他の不備事項があるときは、これを受理せずすみやかに契約者に返却します。</p> <p>3. 振替日 (1) 振替日は毎月一定日とします。 (2) 振替日を変更するときは、当行に所定の手続きを行ったうえ、預金者に周知徹底をはかってください。当行は預金者に対して特別な通知等を行いません。</p> <p>4. 振替依頼 (1) 振替データは所定の時限までに送信してください。所定の受付時限を超過した場合は本サービスでは受付できません。 (2) 振替データ送信後にその取消または修正等はありません。</p> <p>5. データの再送 当行が受け入れたデータに瑕疵を発見した場合には、ただちに当行に連絡してください。</p> <p>6. 振替処理 当行は振替依頼にもとづき振替指定日に預金者の指定預金口座から振替処理を行います。</p> <p>7. 口座への入金 預金口座から振替した資金は、振替日の4営業日後までに申込書等に記載されたお申込口座に入金します。</p> <p>8. 振替不能分の再請求 振替不能分について再度預金口座振替により請求するときは、次回の振替請求にこれを含めてください。この場合、再請求分と次回請求分の振替について優先順位をつけることはできません。</p> <p>9. 振替結果通知 当行は所定の時限までに振替結果明細を通知します。</p> <p>10. 領収書等の発行 当行は、預金者への領収書発行等を行いません。</p> <p>11. 預金者への通知 当行は、預金口座振替に関して預金者に対する振替済の通知および入金の督促は行いません。</p> <p>12. 口座振替手数料</p>

道銀データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）取引規定 新旧比較表

旧	新（変更箇所を赤色表示）
<p>当行所定の手数料とします。</p> <p>1 3. 停止通知 特定の預金者について預金口座振替による収納を停止したときは、その氏名等を振替指定日の2営業日前の15:00までに、当行所定の方法で当行事務センターあて通知してください。停止には所定の手数料がかかります。</p> <p>1 4. 解約・変更通知 当行の店舗の新設統合・名称変更・住所変更等の異動が生じたときは書面により通知します。また、預金者の申出または当行の都合により、預金者の預金口座振替契約を解約または変更したときも同様とします。</p>	<p>当行所定の手数料とします。</p> <p>1 3. 停止通知 特定の預金者について預金口座振替による収納を停止したときは、その氏名等を振替指定日の2営業日前の15:00までに、当行所定の方法で当行事務センターあて通知してください。停止には所定の手数料がかかります。</p> <p>1 4. 解約・変更通知 当行の店舗の新設統合・名称変更・住所変更等の異動が生じたときは書面により通知します。また、預金者の申出または当行の都合により、預金者の預金口座振替契約を解約または変更したときも同様とします。</p>
<div data-bbox="91 619 504 679" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Ⅲ. 取引照会サービス規定</p> </div> <p>第1条 取引照会サービス</p> <p>1. 取引照会サービスの内容 データ伝送取引照会サービスとは、契約者からの端末による依頼に基づき、当行が契約者の指定する取引照会データをあらかじめ用意し、当行所定の方法で提供するサービスをいいます。</p> <p>2. 提供内容 (1) 口座振替結果 当行所定の日時に預金口座振替依頼データに基づいて当行で引落を行った結果を付与したデータを作成します。</p> <p>3. 口座情報の保有期間 当行が提供する口座情報の保有期間は、当行所定の期間内とします。</p>	<div data-bbox="1122 619 1534 679" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Ⅲ. 取引照会サービス規定</p> </div> <p>第1条 取引照会サービス</p> <p>1. 取引照会サービスの内容 取引照会サービスとは、契約者からの端末による依頼に基づき、当行が契約者の指定する取引照会データをあらかじめ用意し、当行所定の方法で提供するサービスをいいます。</p> <p>2. 提供内容 (1) 口座振替結果 当行所定の日時に預金口座振替依頼データに基づいて当行で引落を行った結果を付与したデータを作成します。</p> <p>(2) 明細照会【全銀】</p> <p>①照会口座は、申込書等により届け出るものとします。</p> <p>②当行は、契約者からの依頼内容に基づき、照会口座の取引明細データを作成します。</p> <p>③契約者は、当行所定の日時までに、契約者の端末から当行のコンピュータに外部センター経由で間接的につなぎ、伝送にて取引明細データを取得するものとします。</p> <p>④受入証券類の不渡、その他相当の事情がある場合には、すでに応答した内容について、訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>⑤契約者は、入出金明細等の取引明細データが当行所定の時刻における内容であり、契約者が明細照会【全銀】を行った時点での内容とは異なる場合があることを異議なく承認し、これに起因して生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>3. 口座情報の保有期間 当行が提供する口座情報の保有期間は、当行所定の期間内とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>